

奈良県告示第二百七十四号

次のように都市公園の区域を変更し、供用を開始するので、奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 大淵池公園

二 位置 奈良市二名町、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘六丁目及び中山町西一丁目地内

三 区域 別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。）

四 供用開始の期日 平成二十八年四月一日